

令和3年度における東大和市職員の夏季休暇の特例に関する規則

令和3年度における東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則  
(平成20年規則第49号)第34条第1項の規定の適用については、同項中「9月  
30日」とあるのは、「10月31日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。